


|   |   |
|---|---|
| <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;"><br/>浪速区知的障がい者相談員証</p> <p>氏 名<br/>住 所</p> <p>上記の者は、知的障害者福祉法第 15 条の 2 に定める相談員であることを証明する。</p> <p>年 月 日<br/>大阪市長</p> | <p style="text-align: center;">注 意</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. この証明書は、浪速区知的障がい者相談員として業務を行う場合には、必ず携行し、関係者からの請求があったときには、いつでも呈示しなければならない。</li><li>2. この証明書は、他人に貸与し又は譲渡することはできない。</li><li>3. この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。</li><li>4. この証明書は、資格を失ったとき又は有効期間を経過したときは、すみやかに発行者に返還しなければならない。</li><li>5. この証明書の有効期間は、年 月 日までとする。</li></ol> |
|---|---|